

# 経済建設常任委員会会議録

平成26年5月28日(水)

(開会) 10:05

(閉会) 10:41

## 案 件

1. オートレースの運営について
2. 産業振興について
3. 建設行政について

## 報告事項

1. 飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて (商工観光課)
2. 平成25年度予約乗合タクシー・コミュニティバス利用状況について (商工観光課)
3. 「飯まちプレミアム商品券」の発行について (商工観光課)
4. 工事請負契約について (上下水道局総務課)
5. 明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について (建設総務課)
6. 市道上における事故について (土木管理課)
7. 集会所等の移譲方法について (行財政改革推進課)

---

## ○委員長

おはようございます。ただ今から、経済建設委員会を開会いたします。

「オートレースの運営について」を議題といたします。

「売上額及び入場者の状況等について」、執行部の説明を許します。

## ○事業管理課長

それでは、平成25年度飯塚オートの売上額及び入場者数について、提出しております資料に沿って説明いたします。資料1ページの「平成24・25年度売上額及び入場者比較表」をお願いいたします。25年度A欄の合計のところ、一番下のほうになりますが、開催日数は84日、売上額は104億9033万4200円、1日平均の売上額は1億2488万4900円となっており、前年度B欄の合計のところですが、開催日数85日、売上額は114億6756万7100円、1日平均の売上額は1億3491万2600円でしたので、累計売上額では平成24年度と比較して9億7723万2900円の減、1日平均で1002万7700円の減となっています。

次に、入場者数につきましては表の右のほう25年度D欄、一番下のほうになりますが、25年度24万9105人で1日平均は2,965人、24年度が25万3272人で1日平均は2,979人でしたので、累計入場者は4,167人の減、1日平均では14人の減となっています。

このように、平成25年度におきましては累計売上額及び1日平均売上額は前年を下回り、入場者数につきましては累計及び1日平均ともわずかながら減少しております。これは、開催日数が1日減ったこと、払戻率変更後、平成25年度も全場で売り上げが下がっていること、また飯塚場での入場者数はほぼ横ばいでしたが、1人平均購買額が約7%下がっており、依然として遊興費への控えなどの影響があったのではないかと考えております。

次に、平成26年度4月の売上額及び入場者の状況について説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。平成26年度4月の売上額の実績につきましては、A欄の合計のところですが、売上額7億6667万4900円、開催日数は7日間であります。平成25年度と

の比較につきましては、平成25年度が普通開催4日間とSG5日間の計9日間に対しまして、平成26年度が普通開催7日間とグレードの差がございますので、比較の説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようでございます。お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「産業振興について」を議題といたします。

「飯塚病院、九州工業大学、公益財団法人飯塚研究開発機構、飯塚市「医工学連携の協力推進に関する協定」の締結について」、執行部の説明を許します。

○産学振興課長

先日締結いたしました、飯塚病院、九州工業大学、公益財団法人飯塚研究開発機構と飯塚市により「医工学連携の協力推進に関する協定」について報告いたします。

本市の産業政策につきましては、平成25年3月に策定いたしました「新産業創出ビジョン2013～2017」において、「人と産業が集まり成長するまち」を目指すべき目標に掲げ、市内に医療機関が集積している強みを生かし、医工学連携の推進を重点分野として位置づけ、今日まで取り組みを進めております。

本取り組みの一環といたしまして、飯塚病院、九州工業大学及び飯塚市では、平成23年12月に、研究協力、共同研究、人材の育成及び交流等に関する「医工学連携の協力推進に関する協定」を締結しておりましたが、このたび医療機関のニーズや大学のシーズを事業化するための企業の参入を求めるため、公益財団法人飯塚研究開発機構を加えた4者による新たな「医工学連携の協力推進に関する協定」を平成26年5月23日に締結いたしましたので、報告いたします。

福岡県によりまして設置されております飯塚研究開発機構は、筑豊地域内の企業の技術の高度化を目的に設置されております機関ですが、こちらの飯塚研究開発機構が地域の企業や公設試験研究機関、また産業支援機関と強いネットワークを持っているため、飯塚研究開発機構を加えた4者による協定を結ぶことにより、医療機器の開発体制が強化され、地域の中小企業の医療関連産業への参入が加速されるものと考えまして、今回の協定書調印に至ったものでございます。

この4者による協定の内容につきましては、本日お配りしております資料のとおりでございます。この資料をご覧くださいましておわかりのとおり、協定書の第3条のところに連携協力事項をお示ししております。この4者で連携して協力してまいります事項は、ここに掲げております6項目になりますが、今回、飯塚研究開発機構を加えまして新たにこの5番目の項目「事業化に必要な共同研究体制の形成」、この項目をこのたびの4者協定において追加しております。

以上、簡単ではありますが、飯塚病院、九州工業大学、飯塚研究開発機構、飯塚市により「医工学連携の協力推進に関する協定書」の締結について、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

2点ほどお聞きしたいと思います。まず、この医工学連携の協力推進、今から事業をされていくわけでしょうけど、予算関係とか使われる費用ですね、そのようなものは補助金から、国の補助金とか県の補助金とかあるんでしょうけど、どういうふうな体制になっているのか、まずそれを1点確認させてください。

○産学振興課長

この事業の予算についてでございますが、この協定書の第3条の(4)のところに書いておりますとおり、「競争的資金等の獲得」と示しております。実はこのような研究開発に対しましては、国のほうが各種の補助金を整備しておりますので、今そういった補助金をとって研究開発を進めていこうという考え方でおります。

○瀬戸委員

例えば、状況によって市の単費を使うというようなことも出てくる可能性はあるんですか。

○産学振興課長

小さな案件につきましては、いま現在、飯塚市のほうで単費で飯塚市新技术・新製品開発補助金、また販路開拓支援補助金などを持っております。そういったものが当てはまるようであれば、開発を行う企業の方によって申請をいただき、この補助金を活用して支援を行っていく形になろうと思っております。

○瀬戸委員

今おっしゃったような飯塚市単独の補助金は、金額的にはすごく、200万円とか100万円とかのレベルだと思うんですけどね。それ以上の大きなお金がかかる場合は協議をされて、皆さんで協議されて、いわゆるどういうふうに資金調達をするのかとか、もし足りない場合は飯塚市さんがいくら出してくださいとかいうこともあり得るのでしょうか。

○産学振興課長

確かに、こういった研究開発には相当の金額がかかることが想定をされます。おっしゃるとおり、飯塚市の補助金は非常に1件の額が小そうございますので、できれば先ほどご説明いたしましたとおり、国などの補助金をとりに行く。国は何千万円単位での事業費を持っておりますので、そういうふうなところをとりに行くことで、今それぞれが確認をしているところでございます。

○瀬戸委員

それと、そういうふうに研究開発いろいろされてきて、いま6条のほうに「成果物等の帰属」ということで、知的財産権を含む成果物の帰属の取り扱いについては個別の案件ごとに甲、乙、丙、丁で協議の上定めると。いわゆる成果物ができ上がったと。以前ありましたよね、スタンフォード大学が見えたときにそういう成果物ができたときにどうするのかということで、具体的に今のところは何も決められない。いわゆる、できたときに何かそれが製品になれば、すごく売れる製品ができ上がったとか、そういうときには飯塚市もそういう利益といいますかね、特定利益が帰属してくるんでしょうか。

○産学振興課長

いま具体的にはそこまで至っている案件がありませんので、案件が出てまいりましたときにそのような個別の案件に応じて知的財産権の帰属の取り扱いについて協議をしていこうと思っておりますが、基本的に、飯塚市はどちらかというと連携、飯塚病院、九州工業大学、それから研究開発事業化に参入してくる企業さん、そういった方々が研究開発をしていくためのいわゆる土壌を、フィールドをつくっていくというスタンスで飯塚市のほうはかかわる考え方でおりますので、いま現在は私どもとしては、飯塚市のほうにそのような特許の所有というふうなことが入ってくるというふうなところは、今は想定しておりません。

○瀬戸委員

今からの事業でしょうから、今からいろいろ暗中模索しながら、いろんなことでいろんな事業が起きてくるんでしょうけど、委員会のほうでまた、そういう事業が起きたときは逐一報告をしながらやっていただきたいなど、これ要望しておきます。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

初めに、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」の報告を求めます。

○商工観光課長

飯塚市中心市街地活性化事業のうち、商工観光課が所管します商業の活性化事業の進捗状況につきまして、平成26年度の取り組み概要を中心に、資料に基づきご報告いたします。「中心市街地活性化事業進捗状況表」をお願いいたします。まず、中心市街地再興戦略事業の2事業につきましては、国の平成26年度予算による経済産業省の事業採択を受け実施するものでございます。平成25年度につきましては、中心市街地魅力発掘創造支援事業という名称で事業採択を受けておりました。

まず、「街なかさるくで、健幸商店街創造事業」につきましては、平成25年度に引き続き、東町商店街の旧玉置1階に開設しております「街なか交流・健康ひろば」におきまして、飯塚商工会議所が実施主体となり、にこにこステップ運動教室やスロージョギング教室を開催するとともに、平成25年度に導入いたしました「さるくポイント事業」、「健康フランチャイズ制度」を実施し、商店街の魅力向上に取り組んでいくこととしております。

2番目の「タウンマネージャー設置事業」につきましては、平成24年度から設置しておりますタウンマネージャーを今年度も採用し、店舗診断など個店の魅力向上や空き店舗対策をはじめ、国の補助金を活用したハード整備やイベント等のソフト事業の支援、商業活性化に向けた、さまざまな企画・立案などを行っていただくこととしております。

次に、社会資本整備総合交付金を活用した2事業につきましては、平成25年度から引き続き実施するものでございます。

「戦略的逸品店舗誘致事業」につきましては、アンケート調査による消費者ニーズなどを参考に、中心商店街に即戦力となる逸品店舗の誘致を進めておりまして、昨年から現在までに25社に出店交渉を行い、そのうち出店検討中が5社、社内協議中が5社となっております。今後とも引き続き、積極的な誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

最後に「街なかギャラリー運営事業」につきましては、設置場所の再検討も含め計画を見直し中でありまして。

以上で、中心市街地活性化事業の進捗状況についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年度予約乗合タクシー、コミュニティバス利用状況について」の報告を求めます。

○商工観光課長

平成25年度の予約乗合タクシー及びコミュニティバスの利用状況につきまして、お手元に配付しております資料に基づきご報告いたします。

まず、資料1枚目の予約乗合タクシーについてご説明いたします。(1)の「運行状況」につきましては、①に「運行地区」と「運行車両台数」を記載しております。「運行地区」につきましては、地区公民館を基本単位として市内を12地区に分け、颯田と鯉田を統合して1つの地区とした中で、市内中心部の飯塚・立岩・菰田の3地区を除いた8地区で運行しております。「運行車両台数」につきましては、地形、バス等の公共交通機関の運行状況、並びに実証運行中の利用者数実績に基づきまして、表に記載のとおり、合計11台で運行しております。

また、②に記載しておりますとおり、平成25年度の年間運行日数は241日の平日運行で、8時～17時までの1日8時間の運行時間となっております。

次に、(2)の利用者登録数につきましては、①に市全体の月毎の利用者登録数の推移、②には地区別の登録者数を記載しております。平成25年度末の登録者数合計は①の表の右端合計欄に記載しておりますとおり、市全体で7,852人となっております。昨年度末と比較しますと2,145人、37.6%の増となっております。地区別に見ますと、②に記載しておりますように、筑穂地区、穂波地区の登録者数が多く、非運行地区の飯塚・立岩・菰田の3地区では少ない状況となっております。

次に、(3)の利用者数につきましては、①に市全体の月ごとの推移、②には地区別の利用者数を記載しております。平成25年度の利用者数合計は、①の表の右端合計欄に記載しておりますとおり、市全体で36,846人、1日平均では152.9人となっております。昨年度と比較しますと、市全体では12,943人、54.1%の増、1日平均利用者数では54.1人、54.8%の増となっております。地区別に見ますと、②に記載しておりますように、筑穂地区、穂波地区で利用者が多く、飯塚東地区、鯉田地区では少ない状況となっております。

続きまして、資料2枚目をお願いいたします。コミュニティバスについてご説明いたします。

(1)の「運行状況」につきましては、颯田・飯塚線、庄内・飯塚線、筑穂・飯塚線の3路線で3台、平成25年度は平日の241日運行しております。1日当たりの運行本数及び停車バス停数は、颯田・飯塚線は1日6便、66カ所で停車し、庄内・飯塚線は1日7便、59カ所で停車、筑穂・飯塚線では1日7便、47カ所で停車しております。

次に、(2)の利用者数につきましては、①に市全体の月ごとの利用者数の推移、②には路線ごとの利用者数を記載しております。平成25年度の利用者数合計は、①の表の右端合計欄に記載しておりますとおり、市全体で18,490人、1日平均では76.7人となっております。昨年度と比較しますと、市全体では386人、2.0%の減、1日平均利用者数では1.3人、1.7%の減となっております。利用者数の推移を見ますと、12月～3月は昨年度と比較して若干増加しておりますが、年間平均では若干の減となっております。

路線別に見ますと、②に記載しておりますように、颯田・飯塚線では合計で3,435人、1日平均14.3人、庄内・飯塚線では合計4,030人、1日平均16.7人、筑穂・飯塚線では合計11,025人、1日平均45.7人の利用状況となっております。昨年度と比較しますと、庄内・飯塚線では利用者数合計は14.7%の減となっておりますが、他2路線では

1～3%の微増となっております。

以上で、平成25年度の予約乗合タクシー及びコミュニティバスの利用状況について、ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯まちプレミアム商品券の発行について」の報告を求めます。

○商工観光課長

「飯まちプレミアム商品券」の発行についてご報告いたします。本商品券につきましては、飯塚商工会議所が飯塚市商工会と連携し、市内での消費需要の喚起及び個人消費の拡大を図ることによりまして、市内商業の活性化を図ることを目的として、平成21年度から発行しておりますが、本年も6月10日から販売開始となりますので、その概要について、お手元に配付しております資料に基づき説明させていただきます。

商品券の販売価格は10,000円で、500円券の22枚綴り、11,000円分となっております。プレミアム率は10%となっております。また、発行部数は20,000冊で、販売総額は2億円、プレミアム分を含む発行総額は2億2千万円となっております。これは昨年と同様でございます。

販売期間は、昨年度より開始が約3カ月早く、6月10日から11月10日までとなっております。使用可能期間は昨年より約2カ月早く、12月9日までとなっております。販売開始を早めた理由は、消費税アップに伴う消費の落ち込み緩和対策のためでございます。

販売方法、取扱店舗につきましては、資料に記載のとおりでございます。取扱店舗数につきましては、5月27日現在、264件の登録となっております。

プレミアム分の負担割合につきましては、昨年同様、県が3割、市が5割、そして取扱店が2割の負担となっております。

また、下段に記載のとおり、中心商店街では6月14日土曜日の午後2時から街なか交流・健康ひろばにて、プレミアム商品券1冊購入ごとに連合会商品券、これは500円から10,000円までありますが、先着500本限定で当たる「プレミアム抽選会」を実施され、販売促進に努めることとなっております。

なお、本年4月からの消費税アップに伴う景気対策として、プレミアム商品券の追加発行を予定しており、6月補正予算に計上する予定としております。

以上でご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

○上下水道局総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付しております資料により報告をいたします。A4横書き「工事請負契約報告書 上下水道局総務課」と記載しております資料をお願いいたします。今回報告の明星寺浄水場浄水施設新設配管工事は、官、水道工事で、指名競争入札により契約を締結するものです。

入札の執行に当たりましては、業者選考委員会で審議し入札実施要領に基づき要件等を付して、3月24日に入札を行っております。入札は1億3731万9840円の予定価格に対し、1億2907万8000円、落札率93.99%で舞鶴設備工業株式会社が落札いたしました。

以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について」の報告を求めます。

○建設総務課長

明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について報告します。平成26年4月24日午後4時より、福岡地方裁判所において裁判、弁論準備が開催されました。弁論準備は、裁判官、原告、被告が同席のうえで、お互いの考えを確認するものですが、平成26年6月13日までにお互いの主張、証拠説明書等を裁判所に提出し、次回の裁判期日6月25日に再度、弁論準備を開催するというものの決定のみで終了しました。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における事故について」の報告を求めます。

○土木管理課長

市道上における事故について、ご報告いたします。本件事故は、平成26年4月6日午後7時ごろ、目尾地内の市道 目尾・久保白線において、当事者が目尾方面から小竹方面へ左折する際、道路に出来た穴ぼこに自転車の前輪タイヤを落ち込ませて、前方右側に転倒し、右手小指・右手首の骨折と右肋骨1本にひびが入るけが及び自転車を損傷させたものです。

この事故によります過失割合については、現在保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と協議をいたします。

また、道路の点検補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「集会場等の移譲方法について」の報告を求めます。

○行財政改革推進課長

集会所等の移譲についてご報告いたします。資料をお願いします。潁田地区自治公民館、同和地区集会所、同和地区農作業施設、旧産炭地環境改善整備により設置した集会所、生活館の移譲については、「公共の施設等のあり方に関する第一次実施計画」において、「地域住民や関係団体等と協議を行い、廃止や移譲等を行っていくとしております。なお、移譲にあたっては、老朽化している施設も多いことから、施設を維持補修・管理するためには多額の経費を要することが予想されることから、老朽化の状況に応じた一定基準の補修費助成などの措置についても、検討を行う」としていることから、関係部署で協議を行い、移譲の際には、当該施設の解体除却費相当額を移譲事業補助金として交付することで、今後、地元自治会、関係者等と協議しながら移譲していくこととしましたので報告するものです。

解体除却費相当額を補助金の根拠としましたのは、対象施設はいずれも市有物件でありますので、移譲しない場合において、施設が老朽化し解体が必要となった場合には当然、市の負担

により解体除去すべきものであり、将来いずれかの段階で必要となる経費であることからでございます。

内容について、資料に沿ってご説明いたします。「1の移譲補償対象施設」は、築6年以上の施設としております。したがって、6年未満の施設については補助金は交付しないものとしております。

経済建設委員会の所管施設としては、同和地区農業作業施設45カ所、及びその他集会所である神田集会所となっております。

次に、「3の移譲対象外施設」は廃止等が予定されている施設としております。

次に、「4の移譲の方法」としましては、移譲先である自治会等が地縁団体の認可を受けた後に移譲することを原則として考えておりますが、地縁団体の移譲が困難な場合は施設の維持管理が可能な公共的団体に移譲していくものとしております。なお、移譲を望まれない場合は、5年以内の期間を定めて廃止するとしております。

次に、「5の補助金概要」ですが、補助金の基礎としておりますのは、解体除去費用及び移譲に必要な事務経費としております。解体除去費用は、次のページの表1に記載しておりますように、構造や経過年数を考慮して算出しております。なお、木造施設の解体除去費用につきましては、耐用年数が短く老朽化も早いことから、平米あたり3千円程度の加算を行って算出しております。これら費用にかかる交付額の合計は表2のとおりとなっております。

次に、「6の敷地の取扱について」は無償貸与としております。

以上のような内容で今後、関係自治会等と協議を行い、移譲を進めてまいります。

簡単ではございますが、集会所等の移譲についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。